

7 消安第 701 号  
令和 7 年 5 月 7 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 江藤 拓

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を  
行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第4号の規定に基づき、  
農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項について  
は、その内容から同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明  
らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

ランピースキン病を家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 62 条  
の疾病の種類として指定することについて  
（概要は別紙のとおり）



(別紙)

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第 62 条の疾病の種類として  
指定することについて (案)

1 経緯

- (1) 令和 6 年 11 月、福岡県にて、我が国において初めてランピースキン病 (※ 1) の発生が確認された。本病は家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。) 上の「届出伝染病 (※ 2)」であることを踏まえ、家畜の所有者に対し、自主とう汰、出荷自粛、ワクチン接種等のまん延防止措置を行うよう支援や指導などを実施した。
- (2) しかしながら、その後、感染が拡大し、最終的に福岡県及び熊本県において計 22 例 230 頭の感染が確認。上記のまん延防止措置が支援や指導にとどまり、法的強制力をもって措置を講ずることができなかつたため、農家の理解・協力が得られず、十分な防疫対策を実施できなかつたことが感染拡大の一因であると考えられる。
- (3) 今後も、我が国で当該疾病が発生・まん延するリスクは十分に想定される中、吸血昆虫の活動が活発になる夏にかけて、再度我が国に侵入・発生した際、十分な防疫対策を実施できなければ、福岡県・熊本県に限らず、日本全国に感染が拡大し、肉用牛・乳用牛の生産又は健康の維持に大きな影響を与える危険性がある。
- (4) これらのことから、ランピースキン病の防疫対策を強化するため、所要の見直しを行う。

2 制定の内容

殺処分命令等、「家畜伝染病 (※ 3)」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう家畜伝染病予防法に基づき、新たに政令を制定し、ランピースキン病を法第 62 条の疾病の種類として指定するもの。

(※ 1) ランピースキン病 (lumpy skin disease, LSD) は、ランピースキン病ウイルスを原因とする牛・水牛の病気。汚染された飼料・水・器具等により感染し、蚊、サシバエ、マダニ等の吸血昆虫を介して機械的伝播により感染が拡大していくと考えられている。感染した牛は、おおむね自然に治癒するものの、全身の皮膚の結節や水腫、発熱等の症状を呈し、乳量の減少・肉質の悪化等、生産性に影響を及ぼすなど、家畜の生

産又は健康の維持にとって重大な影響を及ぼす。

ランピースキン病ウイルスについては、国際獣疫事務局（WOAH）の陸生動物の診断及びワクチンに関するマニュアルにおいて「人への感染性はない」とされている。また、WOAHが公表している Technical Disease Card 及び Frequently asked questions においても、ランピースキン病ウイルスは人獣共通感染症ではないと明記されている。畜産物も食用上安全。

- (※2) 「届出伝染病」とは、(※3) の家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、行政機関が早期に疾病の発生を把握し、被害を防止することが必要な家畜伝染病に準じる重要なもの。
- (※3) 「家畜伝染病」とは、家畜の伝染性疾病のうち、牛等の口蹄疫、伝達性海綿状脳症（TSE。牛に発症するものはBSEという。）等、病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるもの。